名古屋市教員組合女性部細則一部改正について

改正前	適用	改正後
第４章　機関 第５条　この女性部に次の機関をおく。 ①　女性部大会 ②　女性部委員会 **③　養護部会**	削除	第４章　機関 第５条　この女性部に次の機関をおく。 ①　女性部大会 ②　女性部委員会
第７条　女性部委員会は大会に次ぐ意志決定機関であって、女性部執行委員と各支部の女性部委員２名をもって構成し、次の機能をもつ。 ①　女性部大会から委任された事項 ②　女性部大会に提出される議案の作成 ③　その他必要な事項の審議決定 **養護部会は女性部執行員と養護専門委員２名、各支部の養護教員１名をもって構成する。**	削除	第７条　女性部委員会は大会に次ぐ意志決定機関であって、女性部執行委員と各支部の女性部委員２名をもって構成し、次の機能をもつ。 ①　女性部大会から委任された事項 ②　女性部大会に提出される議案の作成 ③　その他必要な事項の審議決定
第７章　附則 第 15 条　この細則は**平成 30 年４月１日**から実施する。	修正	第７章　附則 第 15 条　この細則は**令和４年３月１１日**から実施する。